

## 青森市自動車による食品の移動営業に関する取扱要領

(目的)

### 第1条

この要領は、自動車に営業施設を設けて食品の販売又は調理等を行う形態の営業について、必要な取扱方針を定めることによって食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運営を図り、もって飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(対象)

### 第2条

この要領は、法により許可業種とされている魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売を除く。）、飲食店営業及び食肉処理業のうち、自動車（道路運送車両法施行規則別表第1に定める普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうちで二輪自動車以外のものをいう。以下同じ。）に営業施設を設けて、出店予定地を巡回営業する形態のものを対象とする。

(取扱方針)

### 第3条

自動車を利用した移動営業のうち、魚介類販売業については、固定店舗を主たる対象として設けられた青森県食品衛生法施行条例（平成12年3月24日青森県条例第18号。以下「県条例」という。）第3条第1項の施設基準を適用することは、実状に合わない点があるので、その営業形態の特殊性を考慮して、県条例第3条第2項の規定を適用し、営業施設の基準は、第5条のとおりとする。

また、営業許可の条件は、第6条の第2項の（1）とし、営業場所の極端な制限を行う等公衆衛生の見地を逸脱するような条件を付してはならない。

飲食店営業における各給水・廃水タンクの容量で実施可能な営業内容は、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）の第1の2イ（2）（ii）のとおりとする。

(管理運営基準について)

### 第4条

公衆衛生上必要な措置の基準は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第66条の2（別表第17及び第18）の規定を適用する。

(営業施設の基準について)

### 第5条

魚介類販売業の営業施設の基準は、県条例第3条第2項の規定により、次の

とおりとする。

- (1) 移動営業車（以下「営業車」という。）の食品の取扱施設は、運転席等と区画されていること。
- (2) 営業車の床・壁・天井は、不浸透性材料で造られた堅固なもので、防じん、防虫及び防その設備を設けること。
- (3) 営業車内の設備を衛生的に管理するために、換気、採光に必要な設備を設けること。
- (4) 営業車には、取扱食品を常に摂氏10度以下に冷却保存できる能力のある機械式冷蔵設備を設け、かつ、冷蔵設備には外部から一見してわかるような正確な温度計を設けること。
- (5) 営業車には、石けん及び無害な消毒液を備え、かつ、使用に便利な流水式手洗設備を設けること。
- (6) 営業車には、水道水等を十分供給することができ、かつ、耐久性のある材料で作られた衛生的な給水・廃水タンクを設けること。
  - ア 各タンクとも40リットル以上の容量とする。
  - イ 軽自動車によるものについては、前記の2分の1以上の容量とする。
- (7) 営業車には、耐水性で十分な大きさのふた付廃棄物容器があること。

(営業許可手続きについて)

## 第6条

### 1 営業許可申請

- (1) 青森市内で営業を行う際の営業許可申請は、青森市保健所長に対して行わなければならない。
- (2) 営業車は、1台ごとに、かつ、業種ごとに申請しなければならない。
- (3) 営業許可申請手数料は、青森市手数料条例（平成17年青森市条例第82号）第2条別表4に掲げる手数料額とする。
- (4) 青森市食品衛生法施行細則（平成18年青森市規則第110号）第5条の規定に基づき保健所長が定める営業許可申請書・届出書（新規・継続）、地位承継届、営業許可申請書・営業届（変更）、営業許可申請書・営業届（廃業）及び営業休止（再開）報告書の「施設の所在地」欄には、営業所等の所在地又は市内での営業地を記載させること。また、申請者は、営業許可申請書に次の事項を記載しなければならない。
  - ア 営業車の保管場所
  - イ 取扱食品の仕込み場所
  - ウ 営業を行う場所
  - エ 計画処理頭数（食肉処理業に限る。）
- (5) 申請者は、営業許可申請書のほかに自動車検査証の写し及び仕込み場所の営業許可証の写し（法第55条の許可を受けた施設での仕込みを行う場合

に限る。)を提出しなければならない。

## 2 営業許可等

(1) 営業許可は、法第55条第3項の規定に基づき6年の有効期間を付し、その他業種ごとに条件を付すること。

魚介類販売業においては、車内での調理行為は行わず、取り扱う生食用の魚介類は未包装のものは取り扱わないこと。

(2) 営業許可証の営業の種類欄には、業種の後に「(移動営業車)」と朱書きすること。

(3) 営業許可証の営業場所欄には「青森市全域」と記載し、そのあとに自動車登録番号を記載すること。

(4) 営業許可を受けた者は、営業中常に営業許可証を営業車内の見易い場所に掲示しておくようにしなければならない。

(監視指導について)

### 第7条

営業車は、機動性を有するため営業の範囲が広域にわたるので、営業車の移動経路、営業を行う場所、食品の積込場所及び営業所等の実態を把握し、監視指導を行うこと。

(行政処分について)

### 第8条

営業の禁停止及び施設の改善命令、不良食品の廃棄等の行政処分は、青森市保健所長が行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成18年10月1日から適用する。

(経過規定)

2. この要領の施行の日の前日までに、すでに青森県より「自動車による食品の移動営業に関する取り扱い(平成17年4月1日)」により営業の許可を受けている者は、この要領の規定によってなされた手続きその他の行為とみなす。

## 附 則

(施行期日)

1. この要領は令和3年6月1日から適用する。

2. 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）に基づき、この要領の施行期日以前に営業許可を受けた者にあつては、その営業許可の有効期間満了の日までは、なお従前の例により当該営業を行うことができる。